

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年3月11日（平成28年（行情）諮問第223号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（行情）答申第717号）

事件名：「地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の有無及びその程度」が分かる文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求文書①ないし請求文書⑤（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、請求文書①及び請求文書②につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書2-2（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とし、請求文書③ないし請求文書⑤につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書を特定したこと及び請求文書③ないし請求文書⑤を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年6月10日付け国部整総情第1230号により中部地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）審査請求書

ア 請求文書①工事前後の地形・地質及び地下水位の変動状況について、工事後については「工事後の地形、地盤、地下水位の変動状況については計っておらずデータを保有していない」ということであるが、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」（以下「要領」という。）2条（事前の調査等）では「公共事業に係る施設の規模、構造及び工法並びに工事箇所の地盤の状況等から判断して、工事の施行による地盤変動により建物等に損害等が生ずるおそれがあると認められるときは・・・次の各号に掲げる事項のうち必要と認められるものについて調査を行うものとする。・・・一 地形及び地質の状況 二 地下水の状況」と

され、建物損害の補償にとって最も基本となる情報であり、工事前しか実施していないということはありません。もっと真剣に対象文書を探し出すべきである。

イ 請求文書②工事前後の地盤変動に関する測定結果について、A地区については部分開示され、B地区については「不存在」ということであるが、「要領」2条（事前の調査等）では「次の各号に掲げる事項のうち必要と認められるものについて調査を行うものとする。・・・三 過去の地盤変動の発生の状況及びその原因」とされ、また、工事後については「要領」3条（地盤変動の原因等の調査）で「起業地の周辺地域の建物等の所有者・・・から地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに、調査を行うものとする。」とされている。現にA地区では計っていないが、B地区では「計っておらずデータを保有していない」ということはあり得ない。もっと真剣に対象文書を探し出すべきである。

ウ 請求文書③工事に伴う湧水の発生時期とその水量、調整池及び共同溝工事との関連も含めるについて、A地区、B地区ともに「不存在」ということであるが、「要領」3条（地盤変動の原因等の調査）で「起業地の周辺地域の建物等の所有者・・・から地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに、調査を行うものとする。・・・四 工事による湧水の発生時期及びその量」とされ、申出があったときは速やかに行うとされている。所有者等からは損害発生等の申出も行っているため、「計っておらずデータを保有していない」ということはあり得ない。湧水量を測定していなかったとするなら、そもそも名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」80条で、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積の合計が78平方センチメートルを超える場合、地下掘削工事施工に係る届出が必要という規定を守っていなかったことになるが、汲み上げるポンプ稼働状況、電気使用量などを調査すれば少なくとも発生時期は特定できるし、水量の推定もできるはずである。もっと真剣に対象文書を探し出すべきである。

エ 請求文書④工事箇所と工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係について、A地区、B地区ともに「不存在」ということであるが、「要領」3条（地盤変動の原因等の調査）で「起業地の周辺地域の建物等の所有者・・・から地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに調査を行うものとする。」とされている。

る。・・・五 工事箇所と地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係」とされ、申出があったときは速やかに行うとされている。所有者等からは損害発生等の申出も行っているため、何らかの調査はしているはずであり、損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係は容易に把握できるはずである。「調査していないので不存在」ということはあり得ない。もっと真剣に文書（調査報告）を探し出すべきである。

オ 請求文書⑤地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の有無及びその程度について、A地区、B地区ともに「不存在」ということであるが、「要領」3条（地盤変動の原因等の調査）で「起業地の周辺地域の建物等の所有者・・・から地盤変動による建物等の損害等の発生等の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに、調査を行うものとする。・・・六 地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の有無及びその程度」とされ、申出があったときは速やかに行うとされている。また、「要領」12条（複合原因の場合の協議）で「地盤変動による損害等が他の工事等の施行に係るものと複合して起因していることが明らかな場合は、当該工事等の施行者と損害等に係る費用の負担の割合等について協議するものとする。」ことも定められている。所有者からは損害発生等の申出も行っているため、何らかの調査・協議はしているはずであり、「調査していないので不存在」ということはあり得ない。もっと真剣に文書（調査報告）を探し出すべきである。

## （2）意見書

### ア 手続について

平成28年3月23日付け府情個第1300号の「理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）」の文書を、郵送で平成28年3月24日に受領しました。しかし、あまりにも手続が遅すぎます。この件について審査請求したのは2014（平成26）年7月25日であり、すでに1年8か月が経過しています。この間に行政庁（中部地方整備局）は必要な情報も示さず、必要な調査もしないまま、どんどん工事被害補償を進めようとしています。これでは行政不服審査法1条（この法律の趣旨）「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」を守れません。

この1年8か月の間に、誰が、いつ、誰に、どんな期限で、どのような照会をし、回答はいつあったのか、なぜこれほど遅れたのかの事情を示してください。

また、東京都の特定整備路線で行政不服審査法に基づく審査請求が

地域住民等から延べ4, 262件提出されていることは承知していますが、それらが理由で他の案件が遅れるようなことはあってはならないことです。情報公開・個人情報保護審査会の体制を強化して迅速な審査をすることを情報公開・個人情報保護審査会で検討してください。

さらに、こうした行政不服審査を請求しなくてもすむよう、国土交通省に対して、地域住民への丁寧な対応、自ら定めた要領（「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」）の遵守、情報公開の徹底を求めてください。

#### イ 処分庁（中部地方整備局長）の理由について

##### （ア）請求文書①（工事前後の地形・地質及び地下水位の変動状況）

要領2条では確かに「工事の着手に先立つ、又は工事の施工中の調査の実施について規定されたもの」であるが、だからといって「工事後の調査を行う必要はなく」は極端な解釈である。せいぜい「要領2条に基づく工事後の調査の定めはなく」程度である。工事被害が明らかで、まして損害の発生の申出があった場合はその事情を確認調査することが常識といえる。

現に要領3条では、損害の発生の申出があった場合は工事完了後における地形及び地下水位の変化について速やかに調査を行うものとされており、国会答弁（2015.5.29国土交通委員会：本村伸子質問）で、特定路線南部区間の工事で、特定法人が2,247件、国土交通省（愛知国道事務所）が1,817件の事後調査を行っている。しかし家屋補償件数は、2015年5月現在で350件、30件しかなく、工事前後の地形・地質及び地下水位の変動状況も調査せず、大部分が経年変化のため補償対象外という不誠実な対応を追求されて、太田国土交通大臣が「丁寧な説明を行っていくよう、また、住民の方々の理解が得られるように指導して参りたい」と答弁もするほど、問題の多い案件である。（追加資料1：本村質問2015.5.29概要。添付略）

理由説明書の「国土交通省の工事に先立ち、特定法人が・・・掘削規模の大きな構造物を施工しており、・・・工事着手前の地下水位と比べ変化がなかったこと、また、・・・国土交通省が実施する工事内容は局所的で、かつ掘削規模も小さいことから、地形、地質及び地下水位に関する調査は必要ないと判断したとのことであった。」との理由は納得できない。

A 要領3条による、損害発生申立てによる調査をしなかったのが事実であれば、その責任は誰がとるのか、指導監督責任は誰にあ

るのかを示されたい。

B また、工事前の大規模な高速専用部工事で、地下水位の変化がなかったこと、工事内容は局所的で掘削規模が小さいから、損害発生申立てがあつたにもかかわらず要領3条に基づく調査をしないという重大な判断をしたというのであれば、その理由を示した決裁文書があるはずであり、その文書の情報提供を求める。

(イ) 請求文書②（工事前後の地盤変動：A地区だけでB地区の調査がない）

理由説明書は「両地区共に「建設工事公衆災害防止対策要綱」54に基づき、工事請負者において、土留工を施してある間は土留用部材の変形等常時点検を実施しているが、A地区については、官地内の側溝に土留工の影響が見られたため、工事請負者が土留工等の変動を観測しており、要綱54-2項に基づく通知を発注者である国土交通省に対して行ったため、地盤の異常に関する観測データを保有していた。しかし、B地区については、土留工を施してある間の常時点検等に異常はなく・・・通知も必要なかったことから、国土交通省において観測データは保有しておらず」であり、今回初めて公式な文書でB地区の工事前後の地盤変動は調査していないことを認めた。そのため、公文書が存在しないことは理解できたが、この事実は大きな問題を含んでいる。そもそも、発注者と工事請負者との間の建設工事公衆災害防止対策要綱54の異常時の通知の有無を問題にしているのではない。

A 審査請求では、要領3条で、地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があつたときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに、調査を行うものとしてされているので、当然、この要領に基づく調査を行っているはずであることを指摘している。まず、建物等の損害等の発生の申出、その内容について、情報公開・個人情報保護審査会として調査・確認し、理由説明書に、申立ての日時、内容等を追加修正するよう指導されたい。（追加資料2：B地区の家屋被害例（添付略））

B 「国土交通省において観測データは保有しておらず」と請負者任せにするのではなく、建物等の損害等の発生の申出があつたのだから、発注者としての責務で要領3条の調査をすべきである。この調査をしなかったのが事実であれば、その責任は誰がとるのか、指導監督責任は誰にあるのかを示されたい。

C また、建物等の損害等の発生の申出があつたのだから、発注者としての責務で要領3条の調査をすべきである。損害発生申立てがあつたにもかかわらず、工事請負者から異常時の通知がなかつ

たので、調査をしないという判断をしたというのであれば、明らかな判断ミスといわざるを得ないが、その判断を下した理由を示した決裁文書があるはずであり、その文書の公開を求める。

(ウ) 請求文書③（工事湧水の発生時期とその水量，調整池及び共同溝工事との関連）

理由説明書の「施工時において大規模な湧水の発生はなく，水量の測定は行っていない・・・条例80条に基づき届け出が必要となるポンプ吐出口断面積78平方センチメートルを超えるポンプの使用もしていない」は納得できない。

A 「施工時において大規模な湧水の発生はなく」というが，大規模な湧水があったことは地元民であれば誰もが承知していることであり，この間の説明・懇談でも中部地方整備局は「1分あたり0.12<sup>m</sup>のポンプ2台を24時間使用し，実際の排出量は，1分あたり0.07<sup>m</sup>で，日量換算すると，0.07×60×24＝100.8<sup>m</sup>となる。」とまでは発言している。「大規模な湧水の発生はなく」についての事実関係，大規模の定義について情報公開・個人情報保護審査会として調査・確認し，理由説明書の「大規模な湧水の発生はなく」の事実誤認を修正するよう指導されたい。

B 審査請求では，要領3条で，地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは，地盤変動による損害等と工事との因果関係について，速やかに，調査を行うものとしてされているので，当然，この要領に基づく調査を行っているはずであることを指摘している。この調査をしなかったのが事実であれば，その責任は誰がとるのか，指導監督責任は誰にあるのかを示されたい。

C また，審査請求では「汲み上げるポンプの稼働状況，電気使用量などを調査すれば少なくとも発生時期は特定できるし，水量の推定もできるはずである。」と具体的な文書も示唆している。工事請負者からの報告や工事日誌，請求書で汲上ポンプの型式，能力，稼働状況があるのが通例であるし，電気使用量などからも，少なくとも発生時期は特定できるし，湧水の汲上量も推定できるはずである。

これらの資料から推定した結果の情報提供を求める。

D さらに，建設工事公衆災害防止対策要綱74（排水の処理）「施工者は，堀削工事を行うにあたっては，・・・特に河川あるいは下水道等に排水する際には，水質の調査を行った後，排水するものとし，事前に，河川法，下水道法等の規定に基づき，当該管理者に届出を提出し，あるいは許可を受けなければならぬ

い。」に基づく届け出で概要が把握できるはずであるし、国土交通省中部地方整備局も現場監督の該当日時の記録からも推定できるはずである。これらの資料から推定した結果の情報提供を求める。

(エ) 請求文書④（工事箇所と損害等発生地点の平面的，立体的な位置関係）

「原処分時，A地区においては・・・損害等の発生の申出があった建物等に対する事後調査が未実施であった」「B地区においては建物等の事後の損傷調査は実施済みであったが，工事との因果関係が特定されていなかった。このため・・・資料は保有していなかった。」との理由は納得できない。

A 審査請求では，要領3条で，地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは，地盤変動による損害等と工事との因果関係について，速やかに，調査を行うものとしてされているので，当然，この要領に基づく調査を行っているはずであることを指摘しており，通常の事後調査の有無を問うてはならない。要領3条に基づく因果関係の調査を速やかに行っていなかったのが事実であれば，その責任は誰がとるのか，指導監督責任は誰にあるのかを示されたい。

B また，「原処分時，A地区においては・・・損害等の発生の申出があった建物等に対する事後調査が未実施であった」との理由であるが，その後の事後調査により，工事箇所と損害等発生地点の平面的，立体的な位置関係が調査できているなら，その資料の情報提供を求める。

(オ) 請求文書⑤（地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の有無及びその程度）

「同時期に特定路線以外の大規模な改変等を伴う工事が行われておらず，・・・他の工事等の影響の調査及び協議を実施する必要がなかった」との理由は納得できない。現に当該地域では共同溝の立杭や調整池の大きな工事が行われていた。

A 審査請求では，「要領」4条（複合原因の場合の協議）に基づき国土交通省と特定法人との協議が必要としており，損害発生等の申出も行っているため，何らかの調査・協議はしているはずとしている。この趣旨は，同時期ではないにしても特定路線について，その専用部の工事は特定法人が実施し，平行する平面部の工事を国土交通省が行っている。専用部の工事で地盤がゆるみ，部分的に建物損傷があったあとに，国土交通省が工事したため損傷が拡大するという複合原因が考えられるため，その協議があるは

ずなので、その文書開示を求めている。再度検討し複合原因の協議をしないとした文書の公開を求める。

B また、損害発生申立てがあつたにもかかわらず、調査をしないという判断をしたというのであれば、その理由を示した決裁文書が必ずあるはずであり、その文書の情報提供を求める。

ウ 諮問庁（国土交通省）の考え方について

審査請求の5項目すべてが「処分庁の説明に不自然な点は認められない」と判断し、「原処分時に本件開示文書の外に本件対象文書を保有していたとは認められず、・・・原処分は妥当であると考え。」との結論であるが、要領3条による、損害発生申立てによる調査をしなかったのが事実であれば、その責任は誰がとるのか、指導監督責任は誰にあるのか、今後の特定路線特定区間Zの工事ではどう対応するのかについて、諮問庁（国土交通省）から処分庁（中部地方整備局）に確認し、必要な指導を行うよう求める。

また、以下の5点について文書公開、情報提供、理由説明書の追加・修正を求める。

(ア) 工事内容は局所的で掘削規模が小さくても、損害発生申立てがあつたにもかかわらず調査をしないという重大判断をしたというのであれば、その理由を示した決裁文書があるはずであり、その文書の情報提供を求める。

(イ) 建物等の損害等の発生の申出があつたかどうかについて調査・確認し、理由説明書に申立ての日時、内容等を追加修正するよう指導されたい。

また、損害発生申立てがあつたにもかかわらず、工事請負者から異常時の通知がなかったので、調査をしないという判断をしたというのであれば、明らかな判断ミスといわざるを得ないが、その判断を下した理由を示した決裁文書があるはずであり、その文書の公開を求める。

(ウ) 「大規模な湧水の発生はなく」についての事実関係を調査・確認し、理由説明書の事実誤認を修正するよう指導されたい。

また、工事請負者からの報告で、汲上ポンプの型式、能力、稼働状況があるのが通例であるし、電気使用量などからも、少なくとも発生時期は特定できるし、湧水の汲上量も推定できるはずである。これらの資料から推定した結果の情報提供を求める。

さらに、国土交通省中部地方整備局も建設工事公衆災害防止対策要綱74（排水の処理）「堀削工事を行うにあたっては、・・・河川あるいは下水道等に排水する際には、水質の調査を行った後、排水するものとし、事前に、河川法、下水道法等の規定に基づき、当



該管理者に届出を提出し、あるいは許可を受けなければならない。」に基づく許可等で概要が把握できるはずであり、現場監督の該当日時の記録からも推定できるはずである。これらの資料から推定した結果の情報提供を求める。

(エ) A地区において、その後の事後調査により、工事箇所と損害等発生地点の平面的、立体的な位置関係が調査できているなら、その資料の情報提供を求める。

(オ) 特定法人の専用部工事で地盤がゆるみ、部分的に建物損傷があったあとに、国土交通省が工事したため損傷が拡大するという複合原因が考えられるため、同時期ではないにしても複合原因の場合の協議があるはずなので、その文書開示を求めている。再度検討し複合原因の協議をしないと文書の公開を求める。

また、「調査もしていないので不存在」ということはありえない。損害発生申立てがあったにもかかわらず、調査をしないという判断をしたというのであれば、その理由を示した決裁文書が必ずあるはずであり、その文書の情報提供を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 名古屋市A地区及びB地区における工事（以下「本件工事」という。）について

本件工事の対象路線である特定路線特定区間は、高速道路（以下「専用部」という。）と、国道X号（以下「一般部」という。）の複断面構造となっており、一般部を国土交通省、専用部を特定法人とで分担して工事を実施したものである。

本件開示請求のあった名古屋市A地区の高架部分の工事は特定法人が、一般部、側道、環境施設帯（遮音壁含む）、共同溝、共同溝の立坑、調整池工事は国土交通省が施工。B地区の掘割部の工事は特定法人が、共同溝の立坑工事は特定法人及び国土交通省が行い、一般部、側道、環境施設帯（遮音壁含む）、共同溝工事は国土交通省が行ったものである。

#### 2 要領について

要領は、国土交通省の直轄の公共事業に係る工事の施行により不可避的に発生した地盤変動により、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に損害等が生じた場合の費用の負担等に関する事務処理について定められたものである。

#### 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書が存在するはずであり、真剣に探索すべきであると主張していることから、以下、本件対象文書のほかに本件請求文書に該当する文書を保有しているかについて検討する。

(1) 請求文書①に該当する文書の保有の有無について

ア 処分庁は、請求文書①に該当する文書として、文書1を特定し、その全部を開示したが、審査請求人は、上記第2のとおり、本件工事の完了後においても要領2条に基づき地形・地質及び地下水位の変動状況に関する調査をしているはずであると主張する。

イ そこで、処分庁に対し、工事完了後に要領2条に基づく調査を行わない理由について確認したところ、要領2条は、工事の着手に先立つ、又は工事の施工中の調査の実施について規定されたものであるため、要領2条に基づいて工事後の調査は行う必要はなく、したがって工事後の地形、地盤、地下水位の変動状況についてのデータは保有していないとのことであった。よって、要領2条に基づく工事後の調査を行っていないとする処分庁の説明に不自然な点は認められない。

ウ また、要領3条2項2号において、建物等の使用者から地盤変動による建物等の損害等の発生への申し出があったときは、「工事着手前、工事中又は工事完了後における地形及び地下水位の変化」について速やかに調査を行うものとされており、また、審査請求人は、審査請求書において「所有者等からは損害発生等の申し出も行っている」と主張していることから、処分庁に対し、要領3条2項2号に基づく調査を行わない理由について確認したところ、国土交通省の施工に先立ち、特定法人が掘割部や橋梁下部工などの掘削規模の大きな構造物を施工しており、その際実施した地下水位調査において、工事着手前の地下水位と比べ変化がなかったこと、また、特定法人の工事内容と比べ国土交通省が実施する工事内容は局所的で、かつ、掘削規模も小さいことから、地形、地質及び地下水位に関する調査は必要ないと判断したとのことであった。よって、要領3条に基づく調査を行っていないとする処分庁の説明に不自然な点は認められない。

エ 上記のとおり、本件工事完了後に、国土交通省において要領2条及び3条に基づく調査は行っていないことから、処分庁は、文書1のほか請求文書①に該当する文書を保有しているとは認められない。

(2) 請求文書②に該当する文書の保有の有無について

ア 処分庁は、請求文書②に該当する文書として、A地区における工事に関する文書2-1及び文書2-2を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とし、その余を開示した。また、B地区における工事については、工事前後の地盤変動に関する測定については行っていないことから不存在とした。審査請求人は、上記2(2)のとおり、A地区において測定しているにもかかわらず、B地区において測定しておらずデータを保有していないはずがないと主張する。

イ そこで、処分庁に対し、工事前後の地盤変動に関するデータについ

て、A地区分を保有し、B地区分を保有していない理由を確認したところ、両地区共に、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設省経建第1号。以下「要綱」という。）54（土留工の管理）に基づき、工事請負者において、土留工を施してある間は土留用部材の変形等常時点検を実施しているが、A地区については、官地内の側溝に土留工の影響が見られたため、工事請負者が土留工等の変動を観測しており、要綱54-2項に基づく通知を発注者である国土交通省に対して行ったため、その通知内容である地盤の異常に関する観測データを保有していた。しかし、B地区については、土留工を施してある間の常時点検等に異常はなく、要綱54-2項に基づく通知も必要なかったことから、国土交通省において観測データは保有しておらず不存在とのことであった。

ウ よって、B地区分の観測データは不存在であるとする処分庁の説明に不自然な点はなく、処分庁において原処分で特定した文書2-1及び文書2-2のほかに請求文書②に該当する文書を保有しているとは認められない。

(3) 請求文書③に該当する文書の保有の有無について

ア 処分庁は、請求文書③に該当する文書については、本件工事に伴う湧水の発生時期とその水量については測定しておらず不存在であるとしているが、審査請求人は上記第2のとおり、要領3条によれば、当該測定を行っていないはずがないと主張し、また、当該測定を行っていないければ条例80条の規定を守っていないと主張する。

イ そこで、処分庁に対し、本件工事に伴う湧水の発生時期とその水量の測定を行っていない理由を確認したところ、施工時において大規模な湧水の発生はなく、水量の測定は行っていない。また、条例80条に基づき届出が必要となるポンプ吐出口断面積78cm<sup>2</sup>を超えるポンプの使用もしていないとのことであった。

ウ よって、水量の測定及び名古屋市への届出を行う必要がなかったことから、請求文書③に該当する文書を保有していなかったとする処分庁の説明に不自然な点は認められない。

(4) 請求文書④に該当する文書の保有の有無について

ア 処分庁は、請求文書④に該当する文書については、本件工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点との位置関係を示す資料は保有しておらず不存在であるとしているが、審査請求人は上記第2のとおり、要領3条によれば当該調査を行っているはずであると主張する。

イ そこで、処分庁に対し、本件工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点の調査を行っていない理由を確認したところ、原処分時、A地区においては、工事に伴う地盤変動による損害等の発生の申し出があ

った建物等に対する事後調査が未実施であった。また、B地区においては建物等の事後の損傷調査は実施済みであったが、工事との因果関係が特定されていなかった。このため、工事箇所と工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係に関する資料は保有していなかったとのことであった。

ウ よって、原処分時においては、本件工事に伴う地盤変動による損害の発生地点は特定されていなかったことから、請求文書④に該当する文書を保有していなかったとする処分庁の説明に不自然な点は認められない。

(5) 請求文書⑤に該当する文書の保有の有無について

ア 処分庁は、請求文書⑤に該当する文書については、地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響については調査しておらず不存在であるとしているが、審査請求人は上記2(5)のとおり、要領3条及び12条によれば何らかの調査又は協議を行っているはずであると主張する。

イ そこで、処分庁に対し、地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の調査又は協議を行っていない理由を確認したところ、本件工事周辺において、同時期に特定路線以外の大規模な改変等を伴う工事が行われておらず、他の工事等の影響の調査及び協議を実施する必要がなかったとのことであった。

ウ よって、請求文書⑤に該当する文書を保有していなかったとする処分庁の説明に不自然な点は認められない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁は、原処分時に本件対象文書の外に本件請求文書を保有していたとは認められず、諮問庁としては、本件対象文書を特定して開示決定を行った原処分は妥当であるとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年3月11日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年4月12日    | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ | 同年12月5日    | 審議                |
| ⑤ | 平成29年2月6日  | 審議                |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の 1 に掲げる請求文書①ないし請求文書⑤（本件請求文書）の開示を求めるものであり、処分庁は請求文書①及び請求文書②に該当するものとして別紙の 2 に掲げる文書 1 ないし文書 2 - 2（本件対象文書）を特定し、その一部を法 5 条 1 号に該当するとして不開示とするとともに、請求文書③ないし請求文書⑤については不存在を理由に不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書 1、文書 2 - 1 及び文書 2 - 2 の外にも本件請求文書に該当する文書が存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を特定したことの妥当性及び請求文書③ないし請求文書⑤の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 請求文書①について

ア 請求文書①の開示請求に対し、処分庁は、工事前の地形、地質等の状況に関する調査結果が記載された文書 1 を特定し、開示した。

これに対し、審査請求人は、i) 要領 2 条において、「工事の施工による地盤変動により建物等に損害が生ずるおそれがあると認められるときは、工事の着手に先立ち又は工事の施工中に調査を行うものとする」とされているので、地形、地質及び地下水位の状況に関する調査を工事前しか行っていないことはあり得ない、ii) 要領 3 条 1 項では、「地盤変動による建物等の損害等の発生の申出があったときは、地盤変動による損害等と工事との因果関係について、速やかに調査を行うものとする」とされ、現に損害等の発生の申出があったのであるから、工事完了後の調査を行わないことはあり得ず、もし調査を行わなかったというのであればその決裁文書があるはずであると主張する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 工事前にコンサルタント会社に地質調査業務を委託し、同会社が作成した「平成 15 年度 X 号東南部地質調査業務報告書」の中に A・B 両地区に関する地形、地質の概要及びボーリングによる地質調査結果が記載されていたので、請求文書①に該当するものと判断し、同報告書の該当頁を抜粋して文書 1 として特定したものである。

(イ) 審査請求人は、要領 2 条を根拠として工事完了後の調査に関する文書が存在するはずであると主張するが、要領 2 条には、「工事の着手に先立ち又は工事の施工中に調査を行うものとする」と

され、工事完了後に調査を行うことは規定されていないことから、要領2条に基づく工事完了後の調査は行っていない。

- (ウ) 審査請求人が主張する要領3条1項に基づく損害等発生 of 申出を受けて行う因果関係の調査については、同条2項において「前項の調査は、1号ないし7号に掲げる事項のうち必要と認められるものについて行うものとする」とされているので、1号ないし7号に列記された調査を全て行うものではなく、必要な調査に限って行うものである。

本件工事については、i) 国土交通省の工事に先立ち特定法人が実施した大規模工事の際に工事前後の地下水位に変化がなかった旨特定法人から口頭説明を受けていたこと、ii) 特定法人が行った工事内容と比べ、国土交通省が実施した工事内容は局所的で、かつ、掘削規模も小さかったことから、要領3条2項の1号ないし7号に規定する調査のうち、地形、地質及び地下水位に関する調査は必要ないと判断し、調査を行わなかった。

なお、審査請求人は、損害等発生 of 申出があったのに工事完了後の調査を行わなかったというのであれば、その決裁文書があるはずであると主張するが、決裁文書は作成していない。しかしながら、地方整備局行政文書取扱規則11条では、回答、許可その他の処分、供覧等の措置を必要とする行政文書を受領したとき又は通知等の発議が必要と認められるときに決裁文書を作成することとされており、本件のような調査を行わないことに関して決裁文書を作成する必要はないから、決裁文書がないからといって、工事完了後の調査を行わなかったという処分庁の説明が不自然となるものではない。

- (エ) 以上のとおり、工事完了後の地形、地質及び地下水位の状況に関する調査については、要領2条及び3条1項のいずれに基づいても行っておらず、工事完了後の調査に関する文書は作成・保有していない。したがって、請求文書①に該当する文書として中部地方整備局において保有するものは、工事前の調査に関する文書1のみである。

- ウ 工事完了後の地形、地質及び地下水位の状況に関する調査は、要領2条及び3条1項のいずれに基づいても行っておらず、中部地方整備局において文書1の外に請求文書①に該当する文書は保有していない旨の上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も見当たらない。

したがって、中部地方整備局において、文書1の外に請求文書①の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、文書

1 を特定したことは妥当である。

(2) 請求文書②について

ア 処分庁は、工事前後の地盤変動に関する測定結果（請求文書②）について、A地区のデータとして文書2-1及び文書2-2を特定し、一部開示したが、B地区のデータは保有していないとしている。

これに対し、審査請求人は、要領3条1項に基づく調査を行っているはずであるから、工事前後の地盤変動に関する測定結果について、A地区でのデータを保有しているが、B地区でのデータを保有していないということはありませんと主張する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 上記(1)イ(ウ)のとおり、要領3条1項に基づく損害等発生の申出を受けて行う因果関係の調査については、同条2項1号ないし7号に列記された調査を全て行うものではなく、必要な調査に限って行うものであり、本件工事については、国土交通省においてA、B両地区のいずれについても工事前後の地盤変動に関する測定は行っていない。

(イ) A地区については、中部地方整備局が工事請負者から入手した「平成21年度X号相原地区道路建設工事関係書類」及び「平成24年度X号東南部地区道路整備工事関係書類」の中にA地区周辺の地盤に関する平成22年度と平成25年度の観測データが記載されており、これらはA地区の工事前後の地盤変動に関する測定結果に該当すると認められたので、各関係書類の該当頁を抜粋し、文書2-1及び文書2-2としてそれぞれ特定したものである。

上記観測データは、要綱54に基づき土留工を施している間の常時点検を実施していた工事請負者がA地区官地内の側溝に土留工の影響が見られたため土留工等の変動を観測して記録したものであって、要綱54-2項に基づき工事請負者から中部地方整備局に通知されたものである。

(ウ) 他方、B地区については、土留工を施している間の常時点検等に異常は見られず、要綱54-2項に基づく工事請負者からの通知もなかったため、B地区の地盤に関する観測データは保有していない。

(エ) 以上のとおり、B地区の地盤に関する観測データを保有しておらず、請求文書②に該当する文書として中部地方整備局において保有するものは、A地区に関する文書2-1及び文書2-2のみ

である。

ウ B地区の地盤に関する観測データは保有しておらず、中部地方整備局において文書2-1及び文書2-2の外に請求文書②に該当する文書は保有していない旨の上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も見当たらない。

したがって、中部地方整備局において、文書2-1及び文書2-2の外に請求文書②の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、文書2-1及び文書2-2を特定したことは妥当である。

### 3 請求文書③ないし請求文書⑤の保有の有無について

#### (1) 請求文書③について

ア 処分庁は、A、B両地区とも本件工事に伴う湧水の発生時期とその水量について測定しておらず、請求文書③を保有していないとしている。

これに対し、審査請求人は、要領3条1項に基づく調査として当該測定を行っていないはずがないと主張し、また、当該測定を行っていないければ名古屋市の「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（以下「条例」という。）80条の規定を守っていないと主張する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書③の保有について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件工事においては、A、B両地区とも施工時に大規模な湧水の発生はなく、水量の測定は行っていない。

(イ) 条例80条に基づく届出が必要な掘削工事は、条例施行細則74条により揚水機の吐出口の断面積が78cm<sup>2</sup>を超える設備を用いて湧出水を排出する工事とされているところ、A、B両地区とも、このような揚水設備を必要とするような湧水はなく、条例80条に基づく名古屋市への届出の必要はないため、届出のための水量の測定も行っていない。

(ウ) 以上のとおり、A、B両地区とも湧水の水量の測定は行っておらず、請求文書③に該当する文書は作成・保有していない。

ウ 請求文書③に該当する文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も見当たらない。

したがって、中部地方整備局において、請求文書③を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

#### (2) 請求文書④について



ア 処分庁は、請求文書④について、工事箇所と工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点との位置関係を示す文書は保有していないとしているが、審査請求人は、要領3条1項に基づく調査を行っているはずであるから、該当する文書が存在しないことはあり得ないと主張する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書④の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 原処分をした平成26年6月当時、A地区では工事に伴う地盤変動による損害等の発生の申出があった建物等に対する事後調査が未実施であったこと、また、B地区では建物等の事後の損傷調査は実施済みであったものの、工事との因果関係が特定されていなかったことから、工事箇所と工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係に関する資料、すなわち請求文書④に該当する文書は作成・保有していなかった。

(イ) したがって、請求文書④を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるとする。

ウ 原処分時において請求文書④に該当する文書は作成・保有していなかったとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も見当たらない。

したがって、中部地方整備局において、請求文書④を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

### (3) 請求文書⑤について

ア 処分庁は、請求文書⑤について、地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響については調査しておらず、不存在であるとしているが、審査請求人は、要領3条1項及び12条に基づき調査又は協議を行っているはずであるから、該当する文書が存在しないことはあり得ないと主張する。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、請求文書⑤の保有について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 本件工事の周辺においては、同時期に本件工事以外の大規模な改変等を伴う工事が行われておらず、他の工事等の影響の調査及び協議を実施する必要がなかった。

(イ) また、本件工事を分担した国土交通省と特定法人との間では、それぞれ担当の工事を施行した者が工事に起因する建物等の損傷に伴う補償等を実施することとされており、国土交通省と特定法人との間で補償等の負担割合等について協議したことはない。

(ウ) 審査請求人は、本件工事のうち特定法人が行った工事で地盤が緩み、部分的に建物損傷があった後に、国土交通省が工事したため損傷が拡大するという複合原因が考えられることから、国土交通省と特定法人とで協議を行っているはずであると主張する。

しかしながら、原処分時において、審査請求人が主張するような複合原因が問題となった事例は発生しておらず、国土交通省と特定法人との間で建物等の損害等と工事との因果関係について協議したことはない。

(エ) 以上のとおり、地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響について調査及び協議を行ったことはなく、請求文書⑤に該当する文書は作成・保有していないから、請求文書⑤について不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であるとする。

ウ 地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響について調査及び協議を行ったことはなく、請求文書⑤に該当する文書は作成・保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も見当たらない。

したがって、中部地方整備局において、請求文書⑤を保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件は、審査請求から諮問までに1年7か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、請求文書①及び請求文書②につき、本件対象文書を特定し、その一部を不開示とし、請求文書③ないし請求文書⑤につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、中部地方整備局において、i) 本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、ii) 請求文書③ないし請求文書⑤を保有しているとは認められないので、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」3条及び2条に係る調査資料，名古屋市A地区（高架部分及び調整池工事）B地区（掘割部及び共同溝工事）について，以下の関係資料

#### 請求文書①

工事前後の地形・地質及び地下水位の変動状況

#### 請求文書②

工事前後の地盤変動に関する測定結果

#### 請求文書③

工事に伴う湧水の発生時期とその水量，調整池及び共同溝工事との関連も含める

#### 請求文書④

工事箇所と工事に伴う地盤変動による損害等の発生地点との平面的及び立体的な位置関係

#### 請求文書⑤

地盤変動の原因と見込まれる他の工事等の影響の有無及びその程度

### 2 本件対象文書

#### 文書1

平成15年度 X号東南部地質調査業務報告書の抜粋（A地区及びB地区に係るもの）

#### 文書2-1

平成21年度 X号相原地区道路建設工事関係書類の抜粋（A地区に係るもの）

#### 文書2-2

平成24年度 X号東南部地区道路整備工事関係書類の抜粋（A地区に係るもの）